

平成30年2月市議会総務委員会資料

第25号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目次

1	改正理由	1ページ
2	改正内容	1ページ
3	附属機関の概要	
	(1) 長崎市ハラスメント調査等審議会	2～3ページ
	(2) 長崎市の鳥選定審査会	4～5ページ
4	新旧対照表	6ページ
<参考>	附属機関の関係法令	7ページ

総務部

平成30年2月



長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり、既存の附属機関の見直しと新たな附属機関の設置をしたい。

2 改正内容

附属機関の見直し及び設置

区分		名称	担当事務	施行日
①	見直し	長崎市ハラスメント調査等審議会	本市の職員のハラスメントに関する重要事項の調査審議に関すること。	平成30年4月1日
②	設置	長崎市の鳥選定審査会	長崎市の鳥の選定等に関する必要な事項の審査に関すること。	平成30年7月1日

3 附属機関の概要

(1) 長崎市ハラスメント調査等審議会

ア 設置目的

長崎市においては、人事公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置を図るため、内部・外部相談員や長崎市セクシュアル・ハラスメント調査等審議会を設置し、職員が安心して相談できる体制を整備しているところである。

このような中、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、妊娠・出産や育児、介護等を理由とするハラスメントの防止措置が義務付けられ、また、近年パワーハラスメントが社会問題として顕在化していることから、セクシュアル・ハラスメントに限らず、幅広いハラスメントの事案に対応できるよう、現在のセクシュアル・ハラスメント調査等審議会の名称等をハラスメントに変更するもの。

イ 変更の内容

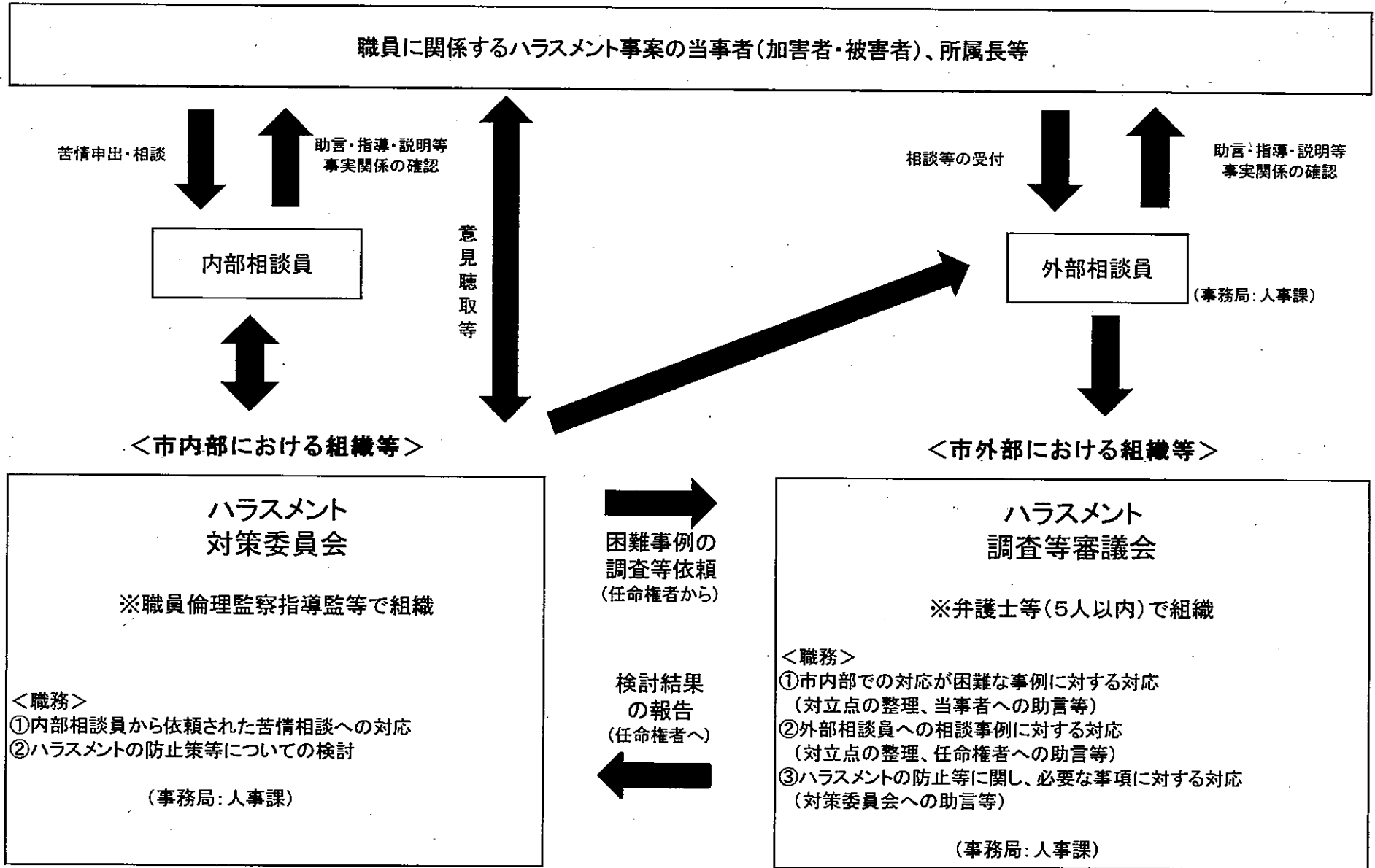
	変更前	変更後
名称	長崎市セクシュアル・ハラスメント調査等審議会	長崎市ハラスメント調査等審議会
担当事務	本市の職員のセクシュアル・ハラスメントに関する重要事項の調査審議に関すること	本市の職員のハラスメントに関する重要事項の調査審議に関すること
審議内容	(1) 内部委員会での対応が困難な事例に関すること (2) 外部相談員から申し立てがあった相談事例に関すること (3) セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項に関すること	(1) 同左 (2) 同左 (3) ハラスメントの防止等に関し必要な事項に関すること

※委員構成及び委員任期については変更なし。

ウ 設置時期

平成 30 年 4 月 1 日

ハラスメントの相談体制（案）



(2) 長崎市の鳥選定審査会

ア 設置目的

長崎市においては、「長崎市のシンボル」として「き章」、「あじさい」、「なんきんはげ」を制定しており、市民の郷土に対する愛着や親しみを深めることに大きな役割を果たしている。

これらに加えて、「ふるさと長崎を愛する心の醸成」を更に促進することを目的に、平成31年度の市制130周年の記念事業の一環として、新たに「長崎市の鳥」を制定する。

制定に当たっては、広く市民に支持される鳥を選定する必要があり、選定審査会を設置することにより、学識経験者や市民活動団体など様々な分野の意見を聴き、その意見を反映させることで、制定の効果を高めることができるため、選定審査会を設置するもの。

イ 名 称

長崎市の鳥選定審査会

ウ 設置時期

平成30年7月1日から平成32年3月31日まで

エ 審査内容

「長崎市の鳥」の選定、活用策、シンボルマークの制定などに係る審査

オ 開催回数

年4回程度開催

カ 委員構成

7人（学識経験者、市民活動団体、産業関係団体、公募による市民など）

キ 任 期

平成30年7月1日から平成32年3月31日まで

ク 報 酬

会長 日額 8,700円、委員 日額 7,850円

ケ 長崎市の鳥選定審査会スケジュール案

(ア) 平成30年度

平成30年4月

長崎市の鳥選定審査会の市民公募委員の募集

平成30年7月～12月

第1～3回長崎市の鳥選定審査会

(議題) 選定方法・選定スケジュールなどについて

平成31年3月

第4回長崎市の鳥選定審査会

(議題) 「長崎市の鳥」の選定審査会案の選定について

(イ) 平成31年度

平成31年4月

市制施行130周年記念事業において公表

市の鳥の制定の公告

平成31年4月～平成32年3月

第5回～第8回長崎市の鳥選定審査会

(議題) シンボルマークの作成、活用策などについて

4 新旧対照表

長崎市附属機関に関する条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条～第3条（略）			第1条～第3条（略）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市セクシュアル・ハラスメント調査等審議会	本市の職員のセクシュアル・ハラスメントに関する重要事項の調査審議に関すること。		長崎市ハラスメント調査等審議会	本市の職員のハラスメントに関する重要事項の調査審議に関すること。
	（略）	（略）		（略）	（略）
	長崎市農業委員会委員選定審査会	本市の農業委員会の委員の選定に関する必要な事項の審査に関すること。		長崎市農業委員会委員選定審査会	本市の農業委員会の委員の選定に関する必要な事項の審査に関すること。
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
（略）			（略）		

<参考>

附属機関の関係法令

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 第 3 項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。